

令和3年度 全国安全週間県下一斉安全パトロール等実施要領

1 趣旨

「令和3年度全国安全週間」の実施に当たり、山形労働局は「令和3年度全国安全週間実施要綱」に基づき、「第13次労働災害防止計画」（2018年度から2022年度）の目標達成に向け、死亡災害及び労働災害のさらなる減少につなげるために、事業主、関係団体等に対し自主的な安全管理活動の推進を呼びかけ、また、広く県民の安全意識の高揚を促すこととし、全国安全週間中（本週間7月1日～7日、準備期間6月1日～6月30日）に県下一斉安全パトロール等の実施を主唱する。

2 県下一斉安全パトロール実施日 令和3年7月2日（金）

3 主唱者 山形労働局・各労働基準監督署

4 実施事項

（1）主唱者の実施事項

- ① 山形労働局長・各労働基準監督署長等が自ら安全パトロールを実施する。
- ② 安全パトロール等が円滑に実施できるよう労働災害防止団体ほか関係業者団体等（以下「労働災害防止団体等」という。）に必要な指導援助を行う。
- ③ 労働災害が増加傾向にある業種の事業場等に対し積極的に安全パトロール等の趣旨や具体的実施事項について周知徹底を図る。

（2）労働災害防止団体等の実施事項

全国安全週間準備期間中及び本週間の実施事項については、全国安全週間実施要綱で定められているもののほか、次に掲げる事項とする。

なお、実施に当たっては新型コロナウイルス感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に従う。

- ① 会員事業場における自主的な安全管理活動の活性化を促進するため、安全パトロール等の趣旨を周知する。
- ② 会員事業場が実施する実施事項についての指導援助を行う。

（3）各事業場の実施事項

全国安全週間準備期間中及び本週間の実施事項については、全国安全週間実施要綱で定められているもののほか、次に掲げる事項を重点に実施することとする。

なお、実施に当たっては新型コロナウイルス感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

- ① 安全活動の定着と安全水準のより一層の向上を図り、かつ、継続的な安全管理の定着を目指して、次の事項について安全活動の総点検（安全パトロール）を行う。

- (ア) 経営トップによる職場巡視
 - (イ) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を活用した総点検（安全パトロール）の実施
 - (ウ) 「STOP！転倒災害防止プロジェクト」に基づく転倒災害防止対策
 - (エ) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底
 - (オ) 本社が主導して労働災害防止に取り組むことが効果的と考えられるときは本社経営トップによる職場巡視の実施
 - (カ) 機械・設備の点検励行及び適正な補修等の実施
 - (キ) 機械等の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ防止対策
 - (ク) 荷役作業中の災害防止対策
 - (ケ) 高所作業における墜落・転落防止対策
- ② 建設業及び林業の関係事業者については、①の事項のほか次の事項についても総点検（安全パトロール）を行う。
- (ア) 足場先行工法、手すり先行工法の活用等による墜落災害防止対策
 - (イ) ハーネス型安全帯の使用の励行
 - (ウ) 土砂崩壊災害防止対策
 - (エ) 車両系建設機械（車両系木材伐出機械）の災害防止対策
 - (オ) かかり木等の伐倒及び造材作業における安全対策
 - (カ) 適正な保護具の使用
 - (キ) 熱中症予防対策
- ※林業については（ア）、（イ）を除く。
- ③ パトロールの方法
- パトロールは「令和3年度全国安全週間実施要綱」9実施者の実施事項について行うこと。
- パトロールの方法及び点検者は各事業場の体制に応じ実施すること。
- パトロールに当たっては、別添安全パトロール点検表を参考とすること。